

# 民生協議会協議事項

日時 令和5年2月16日(木)  
午前10時  
場所 第三委員会室

## ○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 2 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 3 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 4 八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 5 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 6 八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 7 八戸市遺児入学卒業祝金支給条例の一部改正（案）の概要について
- 8 八戸市子ども医療費給付条例の一部改正（案）の概要について

- 9 八戸市地域包括支援センター運營業務委託法人の選考結果について
- 10 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 11 八戸市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について
- 12 八戸市看護師等修学資金貸与条例の一部改正（案）の概要について
- 13 健康はちのへ21ポイントアプリの運用開始について
- 14 八戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について
- 15 八戸市国民健康保険条例の一部改正（案）の概要について
- 16 医療事故に係る損害賠償の額を定めることについて
- 17 除染施設整備事業について

## 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）」の一部改正に伴い、当市においても特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

### 2 改正の概要

#### （1）懲戒権に関する規定について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に規定する懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除するもの。

改正前	改正後
懲戒に係る権限の濫用を禁止する。	(削除)

（2）第26条の削除に伴う文言の修正を行うもの。

### 3 施行期日

公布の日

## 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」が一部改正されたことに伴い、当市においても児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

### 2 改正の概要

#### （1）懲戒権に関する規定について

児童福祉法に規定する懲戒権に関する内容が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除するもの。

#### （2）安全計画の策定等について

児童の安全の確保を図るため、助産施設以外の児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定すること等を義務付けるもの。

#### （3）自動車を運行する場合の児童の所在の確認について

バス送迎に当たっての安全管理の徹底のため、以下2点を義務付けるもの。

- ① 児童の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合は、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認すること。
- ② 保育所において通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認をすること。

#### （4）他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準について

児童福祉施設が他の社会福祉施設を併設している場合、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、他の社会福祉施設の設備や職員に兼ねることができないとされていたが、保育所の設備及び職員については、保育に支障がない場合に限り、兼ねることができるとするもの。

#### （5）業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定・周知し、必要な研修及び訓練の定期的な実施等の必要な措置を講ずる努力義務を課すもの。

#### （6）衛生管理等について

児童福祉施設が講ずるよう努めなければならない感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための必要な措置について、研修・訓練を定期的実施するよう具体的に規定するもの。

#### （7）保育所の職員配置に係る特例について

乳児4人以上を入所させる保育所の保育士の数の算定については、当分の間、保健師、看護師又は准看護師（看護師等）を1人に限って保育士とみなすことができる特例を設けているが、乳児の数が4人未満である保育所についても看護師等を1人に限って保育士とみなすことができるのとするとともに、一定の要件を課すもの。

	改正前	改正後
(1)	懲戒に係る権限を濫用してはならない。	(削除)
(2)	(新設)	安全計画を策定・周知し、研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
(3)	(新設)	①児童の通園等のために自動車を運行する場合は、乗降車の際に児童の所在を確認しなければならない。 ②児童の送迎を目的とした自動車を運行する場合は、ブザー等の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、降車時の児童の所在確認を行わなければならない。
(4)	他の社会福祉施設を併せて設置する場合、各施設に特有の設備・専従の職員については、兼ねることができない。	保育所の設備及び職員については、保育に支障がない場合に限り、共用・兼務を可能とする
(5)	(新設)	業務継続計画を策定・周知するとともに、必要な研修・訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
(6)	感染症又は食中毒の予防・まん延防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	感染症又は食中毒の予防・まん延防止のために研修・訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
(7)	乳児4人以上を入所させる保育所の保育士の数の算定については、当分の間、看護師等を1人に限って保育士とみなすことができる。	乳児の数が4人未満である保育所についても看護師等を1人に限って保育士とみなすことができるとするとともに、一定の要件を課す。

### 3 施行期日

- (1) 公布の日
- (2) ～ (7) 令和5年4月1日

## 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（内閣府・文部科学省・厚生労働省令）」が一部改正されたことに伴い、本市においても幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

### 2 改正の概要

#### (1) 懲戒権に関する規定について

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（児童福祉施設設備運営基準条例）に規定する懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、当該規定を準用している部分を削除するもの。

#### (2) 業務継続計画の策定等について

児童福祉施設設備運営基準条例を準用し、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定・周知し、研修や訓練の定期的な実施等の必要な措置を講ずる努力義務を課すもの。

#### (3) 他の社会福祉施設の設備・職員を兼ねるときの基準について

児童福祉施設設備運営基準条例を準用し、乳児室、ほふく室、保育室等の設備や園児の保育に直接従事する職員については、他の社会福祉施設の設備や職員に兼ねることができないとされていたが、保育に支障がない場合に限り、兼ねることができるとするもの。

#### (4) 職員の数等に係る特例について

園児の教育及び保育に直接従事する職員については、当分の間、1人に限って、保健師、看護師又は准看護師（看護師等）をもって代えることができると規定し、一定の要件を課すもの。

	改正前	改正後
(1)	懲戒に係る権限の濫用を禁止する。（児童福祉施設設備運営基準条例の規定を準用）	（削除）
(2)	—	業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（児童福祉施設設備運営基準条例の規定を準用）
(3)	乳児室、ほふく室、保育室等の設備や園児の保育に直接従事する職員は、他の社会福祉施設に兼ねることができない。（児童福祉施設設備運営基準条例の規定を準用）	保育に支障がない場合に限り、他の社会福祉施設の設備や職員に兼ねることができる。（児童福祉施設設備運営基準条例の規定を準用）
(4)	—	園児の教育及び保育に直接従事する職員については、当分の間、1人に限り看護師等をもって代えることができる。ただし、一定の要件を課す。

### 3 施行期日

- (1) 公布の日
- (2) ～ (4) 令和5年4月1日

## 八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（内閣府・文部科学省・厚生労働省告示）」が一部改正されたことに伴い、本市においても幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正を行うもの。

### 2 改正の概要

#### (1) 虐待等の禁止について

認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないと規定するもの。

#### (2) 自動車を運行する場合の児童の所在の確認について

以下2点を義務付けるもの。

- ① 子どもの通園等のために自動車を運行する場合は、子どもの乗降車の際に、点呼等の方法により子どもの所在を確認すること。
- ② 通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を装備し、降車時の①の所在確認を行うこと。

#### (3) 職員資格に関する特例について

認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、保健師、看護師又は准看護師（看護師等）をもって代えることができると規定し、一定の要件を課すもの。

	改正前	改正後
(1)	—	職員は、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(2)	—	①子どもの通園等のために自動車を運行する場合は、乗降車の際に子どもの所在を確認しなければならない。 ②通園を目的とした自動車を運行する場合は、ブザー等の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、降車時の①の所在確認を行わなければならない。
(3)	—	認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、看護師等をもって代えることができる。ただし、一定の要件を課す。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

## 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」が一部改正されたことに伴い、本市においても家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

### 2 改正の概要

#### （1）安全計画の策定等について

利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定すること等を義務付けるもの。

#### （2）自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認について

バス送迎に当たっての安全管理の徹底のため、以下2点を義務付けるもの。

- ① 利用乳幼児の移動のために自動車を運行する場合は、利用乳幼児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により利用乳幼児の所在を確認すること。
- ② 利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認をすること。

#### （3）他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準について

家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設を併設している場合、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、併設する施設の設備・職員を兼ねることができないこととされていたが、保育に支障がない場合に限り、兼ねることができるもの。

#### （4）懲戒権に関する規定について

児童福祉法に規定する懲戒権に関する内容が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除するもの。

#### （5）衛生管理等について

家庭的保育事業者等が講ずるよう努めなければならない感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための必要な措置について、研修・訓練を定期的実施するよう具体的に規定するもの。

	改正前	改正後
(1)	(新設)	安全計画を策定・周知し、研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
(2)	(新設)	①利用乳幼児の移動のために自動車を運行する場合は、乗降車の際に利用乳幼児の所在を確認しなければならない。 ②利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を運行する場合は、ブザー等の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、降車時の利用乳幼児の所在確認を行わなければならない。
(3)	他の社会福祉施設を併せて設置する場合、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、兼ねることができない。	保育に支障がない場合に限り、共用・兼務を可能とする
(4)	懲戒に係る権限を濫用してはならない。	(削除)
(5)	感染症又は食中毒の予防・まん延防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	感染症又は食中毒の予防・まん延防止のために研修・訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

### 3 施行期日

(4) 公布の日

(1) ~ (3)、(5) 令和5年4月1日

## 八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

### 1. 改正理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者の安全の確保を図るために必要な措置等を講ずるとともに、非常時における対応の強化をし、衛生管理等について所要の改正を行うもの。

### 2. 改正内容

#### (1) 安全計画の策定等

利用者の安全確保のため、設備の安全点検、利用者等への安全に関する指導、職員の訓練等、安全に関する事項についての計画を策定し必要な措置を講じることについて加える。

#### (2) 自動車を運行する場合の所在の確認

利用者の移動等のために自動車を運行するときに点呼等の方法により利用者の所在を確認することを義務付けるため、自動車を運行する場合の所在の確認について加える。

#### (3) 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時に事業を継続的に実施するため及び早期の業務再開を図るための計画を策定し必要な措置を講ずるよう努めることについて加える。

#### (4) 衛生管理等

職員に対する感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための研修や訓練を定期的実施するよう努めることについて改正する。

### 3. 施行期日

令和5年4月1日

## 八戸市遺児入学卒業祝金支給条例の一部改正（案）の概要について

### 1. 改正理由

遺児を養育している保護者に対して支給する遺児の入学祝金を増額するとともに、現行の運用に合わせ所要の改正を行うもの。

### 2. 主な改正内容

- (1) 受給資格の要件から日本国民であることを削除
- (2) 祝金の額を現行の7,000円から10,000円に増額

### 3. 施行期日

令和5年4月1日

### 4. 参考

○過去3年間の支給実績

	小学校入学	中学校入学	合計
令和3年度	5人	17人	22人
令和2年度	12人	21人	33人
令和元年度	12人	21人	33人

## 八戸市子ども医療費給付条例の一部改正（案）の概要について

### 1. 改正理由

子ども医療費の給付の対象となる保護者の所得制限を撤廃するためのものである。

### 2. 改正内容

子ども医療費を給付する保護者の所得制限を撤廃する。

【参考】現行の所得制限額

対象児童	対象区分	所得制限
未就学児	通院・入院	5,320,000円
小中学生		2,342,000円
高校生等	入院	

### 3. 施行期日

令和6年1月1日

(令和6年1月1日以後の受診分より給付対象とする。)

## 八戸市地域包括支援センター運營業務委託法人の選考結果について

市内12の日常生活圏域に設置している委託型の地域包括支援センター（以下「高齢者支援センター」という。）の契約期間が今年度末で満了を迎えることから、来年度以降の本業務を受託する法人の公募を行ったところ、12日常生活圏域に対して10法人から応募があり、八戸市地域包括支援センター運營業務委託法人選考会の審査、及び八戸市地域包括支援センター運営協議会の審議を経て、次のとおり委託法人を選定した。

これにより、令和5年度からは、市川・根岸地区、是川・中居林地区、大館・東地区、南郷地区の4か所の日常生活圏域で、現在の受託者から変更となる。

### 1. 選考結果

	日常生活圏域	配置基準	法人名	センター名
1	市川・根岸	3人	(株)ミライフル	(新規)
2	下長・上長	4人	(公財)シルバーリハビリテーション協会	はくじゅ
3	田面木・館・豊崎	3人	(福)ファミリー	ハピネスやくら
4	長者・白山台	3人	(医)康和会	ちょうじゃの森
5	三八城・根城	3人	(福)みやぎ会	みやぎ
6	小中野・江陽	3人	(医)杏林会	アクティブ24
7	柏崎・吹上	3人	(一社)八戸市医師会	八戸市医師会
8	是川・中居林	3人	(株)ミライフル	(新規)
9	大館・東	5人	(福)みやぎ会	(新規)
10	白銀・湊	4人	(医)仁泉会	えがお
11	白銀南・鮫・南浜	4人	(福)同伸会	瑞光園
12	南郷	2人	(福)吉幸会	(新規)

### 2. 業務委託の概要

#### (1) 契約期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

※ 業務の開始後において関係法令を遵守しない場合や、業務の実施につき著しく不相当と認められる場合には、八戸市地域包括支援センター運営協議会の意見を聴取した上で、期間の満了前に契約を解除する場合がある。

(2) 委託料予定額（単年度）

238,750,000 円以内（各日常生活圏域における委託料上限価格の合計）

(3) 主な委託業務の内容

- ① 介護保険法に規定する包括的支援業務（総合相談支援業務、権利擁護業務、介護支援専門員支援業務等）
- ② 要支援認定者及び総合事業対象者の介護予防ケアマネジメント
- ③ 一般介護予防業務（介護予防把握業務、介護予防普及啓発業務、地域介護予防活動支援業務）

(4) 高齢者支援センターの人員配置

介護保険法施行規則及び八戸市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例において、一の地域包括支援センターが担当する区域における高齢者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき職員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む）それぞれ 1 人とされていることから、当市の日常生活圏域における高齢者の数に応じて必要な職員数を設定している。

### 3. 選定までの経過と今後の予定

令和 4 年	9 月 27 日（火）	募集要項の公開、公募開始
	10 月 13 日（木）	公募説明会の開催
	11 月 14 日（月）	応募書類の受付期限 →是川・中居林地区、大館・東地区、南郷地区への応募申込みなし
	11 月 17 日（木）	応募申込みがなかった 3 圏域について、11 月 30 日まで募集期間を延長する旨公開
	12 月 21 日（水） ～12 月 22 日（木）	プレゼンテーション・ヒアリング審査（選考会）
令和 5 年	2 月 1 日（水）	八戸市地域包括支援センター運営協議会による承認
	2 月～3 月	業務引継ぎ等
	4 月 1 日	委託契約締結、高齢者支援センター業務開始

## 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正する条例

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

### 2 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の一部改正に伴い、同省令に倣って当市で定めた障害児通所支援の基準等を定める条例の一部改正を行うものである。

### 3 改正の概要

- (1) 保育所や認定こども園等を利用している児童と指定児童発達支援事業所を利用している障害児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者を、これら児童の保育に併せて従事させることができるものとする。
- (2) 障がい児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所等の設備の安全点検、障がい児に対する安全指導、従業者の研修及び訓練等に関する事項などについて計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないものとする。【1年間の経過措置期間あり】
- (3) 指定児童発達支援事業者等が、障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に点呼を行うなど、障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しなければならないものとする。  
また、事業者が障がい児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障がい児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて障がい児の降車の際における所在の確認を行わなければならないものとする。【1年間の経過措置期間あり】
- (4) 指定児童発達支援事業所の管理者は、障がい児に対し親権を行う場合であって懲戒するとき又は必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え人格を辱める等その権限を濫用してはならないものとする条項を削除する。

### 4 施行期日

令和5年4月1日 ※(4)については公布の日

## 八戸市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

### 1. 改正の理由

児童福祉法、介護保険法の条項の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものを。

### 2. 改正の内容

#### (1) 概要

八戸市看護師等修学資金貸与条例の中で引用する児童福祉法、介護保険法の規定について、法改正により条項ずれが生じたため、改めるもの

- ・第2条第1項第4号中、児童福祉法の条項を「第7条第6項」を「第6条の2の2第3項」に改める。
- ・第2条第1項第5号中、介護保険法の条項を「第8条第25項」を「第8条第28項」に改める。

#### (2) 施行期日

公布の日

### 3. 処分年月日

令和5年1月19日

## 八戸市看護師等修学資金貸与条例の一部改正（案）の概要について

### 1. 改正の理由

市内の助産師養成施設の開設に伴い、助産師資格取得を目指す者に対し、修学に必要な資金を貸与する。

### 2. 改正の内容

修学資金貸与の対象に、助産師資格取得を目指し、八戸市内の養成施設に在学するものを追加し、関係規定について整備する。

### 3. 施行期日

令和5年4月1日

## 健康はちのへ21ポイントアプリの運用開始について

### 1 目的

市民が気軽に楽しく健康づくりに取り組むことができるスマートフォン向け健康ポイントアプリを開発し、健康活動等に応じてポイントを付与するとともにインセンティブを提供することで、健康づくりに向けた行動を促し健康寿命延伸を目指すことを目的とする。

### 2 健康アプリの名称

健康はちのへ21ポイントアプリ 「健はちプラス+」

### 3 主な内容

- ①ウォーキング機能：スマートフォンの万歩計機能を利用し、歩数に応じてポイントを付与するとともに、毎日の歩数・消費カロリー・体重等の記録をグラフ表示
- ②デイリーチェック：自分で設定した目標に毎日チャレンジし、実施した項目をチェックするとポイントが加算
- ③アバターの設定：八戸市マスコットキャラクター「いかずきんズ」から、好きなキャラクターを設定
- ④ランキング機能：自分の現在の順位を表示
- ⑤グループ機能：職場や家族でグループを作ってグループ内、グループごとの順位表示
- ⑥市からの情報発信：健康に関するお知らせ
- ⑦景品応募：ポイントが一定数に達した場合、抽選で景品がもらえる応募が可能になる
- ⑧専用ポータルサイトの開設：「八戸市健康・子育て支援アプリポータルサイト」を開設し、「健はちプラス+」と「子育てアプリはちも」（子育て支援課所管）の双方のアプリを周知し利用を促す

### 4 利用対象者

18歳以上の八戸市民

### 5 利用負担

アプリ利用料は無料（ただし、通信料は利用者負担）

### 6 運用開始時期

令和5年3月1日

### 7 周知方法

広報はちのへ（4月号）掲載、市ホームページへ掲載、専用ポータルサイト開設、ポスター及びチラシ配布等

### 8 その他

抽選で提供する景品や抽選回数などの詳細は、今後、専用ポータルサイトやアプリを通じて公表予定

## 八戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

### 1 改正の理由

博物館法の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもの

### 2 改正の内容

八戸市旅館業法施行条例の中で引用する博物館法の規定について、法改正により条項ずれが生じたため、改めるもの

- ・第3条第1項第2号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

### 3 施行期日

令和5年4月1日

### 4 処分年月日

令和5年2月2日

## 八戸市国民健康保険条例の一部改正（案）の概要について

### 1. 改正理由

出産育児一時金の支給額を引き上げるためのものである。

### 2. 改正内容

出産育児一時金の支給額を8万円引き上げる。

現 行	<b>40万8千円</b>
改正後	<b>48万8千円</b>

※なお、産科医療補償制度の加算対象となる出産の場合は1万2千円を加算するため、その場合の支給額は42万円から50万円に引き上げとなる。

### 3. 施行期日等

(1) この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 改正後の規定は、この条例の施行日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

## 損害賠償の額を定めることについて

令和2年10月20日に市民病院で実施した脳神経外科の手術において、脳梗塞を生じ高次脳機能障害が発生した患者に対する医療事故について、損害賠償の額を定めるためのもの。

### 1 事故の概要

- |           |                                                                       |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------|
| (1) 発生日   | 令和2年10月20日                                                            |
| (2) 発生部署  | 市民病院脳神経外科                                                             |
| (3) 患者    | 本人希望のため非公表                                                            |
| (4) 事故の態様 | 令和2年10月20日に多発性未破裂脳動脈瘤の破裂予防目的で実施した脳動脈瘤クリッピング術において脳梗塞を発症し高次脳機能障害が生じたもの。 |

- |         |         |
|---------|---------|
| 2 損害賠償額 | 3,000千円 |
|---------|---------|

## 除染施設整備事業について

### 1 事業概要

当院は、青森県から原子力災害拠点病院に指定されており、東通原子力発電所等で事故が起きた際には、被災者の診療の他、被ばく線量の測定や除染を行う役割があるため、内閣府の原子力災害対策事業費補助金により、原子力災害対応に特化した施設（除染施設）を整備するもの。

計画建物 構造：鉄筋コンクリート造 地上2階建て 延床面積 422.44 m<sup>2</sup>  
 主な仕様：洗浄室（除染シャワー、冷暖房設備）  
 診察室（医療ガス設備、陰圧設備）  
 資機材置き場（県調達の除染テント・キット等の保管）  
 排水槽（汚染排水タンク、汚染排水処理設備）

概算事業費  
 設計業務委託費 : 22,000,000円  
 地質調査業務委託費 : 6,000,000円  
 既存建物移設費 : 8,000,000円  
 （※建設予定地にあるドクターカー車庫2棟の移設）  
 建設工事費 : 371,701,000円  
 計 : 407,701,000円  
 （補助金にて全額支弁予定）

### 2 事業計画

実施年度	内容	期間	備考
令和4年度	補助金交付決定	令和5年3月	令和5年度実施分
令和5年度	設計業務委託	令和5年6月から 令和5年12月まで	
	地質調査業務委託	令和5年7月から 令和5年10月まで	
	既存建物移設	令和5年12月から 令和6年2月まで	
	補助金交付決定	令和6年3月	令和6年度実施分
令和6年度	除染施設建設工事	令和6年4月から 令和7年3月まで	

案内図及び周辺環境図

